

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(2025年7月 第1回訂正分)

フラー株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年7月4日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年6月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集60,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し213,900株(引受人の買取引受による売出し178,200株・オーバーアロットメントによる売出し35,700株)の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、2025年7月3日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」及び「5. 売出数の決定範囲について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___罫を付し、ゴシック体で表記しています。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(欄外注記の訂正)

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(注) 2. の全文削除及び3. の番号変更

2 【募集の方法】

2025年7月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2025年7月3日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(943.50円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「30,636,000」を「31,464,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「30,636,000」を「31,464,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。

5. 仮条件(1,110円～1,170円)の平均価格(1,140円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は68,400,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「943.50」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定します。

仮条件は、1,110円以上1,170円以下の範囲とし、発行価格は、需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年7月14日に引受価額と同時に決定する予定です。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定しました。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(943.50円)及び2025年7月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(943.50円)を下回る場合は新株式の発行を中止します。

4 【株式の引受け】

〈欄外注記の訂正〉

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2025年7月14日)に元引受契約を締結する予定です。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄：「61,272,000」を「62,928,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「55,272,000」を「56,928,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,110円～1,170円)の平均価格(1,140円)を基礎として算出した見込額です。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額56,928千円については、全額を、デジタルパートナー事業の拡大のため、事業推進を担うクリエイティブ人材（エンジニア、デザイナー、データサイエンティスト、ディレクター）の確保に係る採用関連費用（人材紹介会社に支払う手数料、採用媒体の利用料、採用イベントの参加費、採用部門人件費、新卒者人件費（新卒入社1年以内の従業員に係る人件費）など）に、2026年6月期28,928千円、2027年6月期28,000千円充当予定です。

上記調達資金は、具体的な充当時期までは、当社銀行口座にて適切に管理を行う予定です。

なお、何らかの要因により調達資金を予定外の使途に充当する可能性があります、その場合は適時開示等により公表します。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「197,802,000」を「203,148,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「197,802,000」を「203,148,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(1,110円~1,170円)の平均価格(1,140円)で算出した見込額です。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。売出価格決定日(2025年7月14日)に決定される売出数は、需要状況を勘案し、上記売出数の80%以上かつ120%以下である142,600株以上213,800株以下の範囲内で決定されます。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一です。
8. 当社は、株式会社SBI証券に対し、上記売出株式数の一部を、当社が指定する販売先(親引け先)に売付けることを要請しています。株式会社SBI証券に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先(親引け先)・株式数・目的は下表に記載の通りです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	目的
株式会社ヤブリ (東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階)	<u>上限17,000株</u>	当社のその他の関係会社であり、その持分を維持することにより、今後も取引関係及び業務提携関係を維持・発展させていくため。
フラー従業員持株会 (千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2)	<u>上限4,500株</u>	当社従業員の福利厚生のため。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)です。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「39,627,000」を「40,698,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「39,627,000」を「40,698,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しです。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、需要状況により増加、減少若しくは中止される場合があります。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の(注) 4. に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日（2025年7月14日）に決定された本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%を上限株式数として、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数も変更される場合があります。
3. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
4. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
5. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
6. 売出価額の総額は、仮条件(1,110円～1,170円)の平均価格(1,140円)で算出した見込額です。
7. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一です。
- (注) 2. の追加及び2. 3. 4. 5. 6. の番号変更

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュアオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である渋谷修太(以下「貸株人」という。)より借入れる株式です。これに関連して、主幹事会社は、35,700株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュアオプション」という。)を、2025年8月15日行使期限として貸株人より付与される予定です。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」の(注) 2. に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日（2025年7月14日）に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数となるように、グリーンシュアオプションに係る株式数も変更されます。

また、主幹事会社は、2025年7月24日から2025年8月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュアオプションを行使しない予定です。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しています。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年1月19日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定です。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っています。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	株式会社ヤプリ
	本店の所在地	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書第12期 (2024年1月1日～2024年12月31日) 2025年3月28日関東財務局長に提出
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	親引け先は当社普通株式352,400株を保有しています。
	人事関係	当社の社外取締役である庵原保文は親引け先の代表取締役社長CEOを兼務しています。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	資本業務提携先です。
c. 親引け先の選定理由	当社のその他の関係会社であり、その持分を維持することにより、今後も取引関係及び業務提携関係を維持・発展させていくためです。	
d. 親引けしようとする株式の数	未定（引受人の買取引受けによる株式売出しにおける売出株式のうち、17,000株を上限として2025年7月14日(売出価格決定日)に決定される予定。）	
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みです。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けています。	
g. 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力と資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。	

a. 親引け先の概要	フラー従業員持株会（理事長 齋藤 駿） 千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会です。
c. 親引け先の選定理由	当社従業員の福利厚生のためです。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（引受人の買取引受けによる株式売出しにおける売出株式のうち、4,500株を上限として、2025年7月14日(売出価格決定日)に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みです。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込に要する資金について、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しています。
g. 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会です。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日（2025年7月14日）に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受けによる売出しの売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ヤプリ	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階	352,400	19.85	369,400	20.13
株式会社電通グループ	東京都港区東新橋一丁目8番1号	346,000	19.49	346,000	18.86
B Dash Fund 4号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目9番1号	146,630	8.26	146,630	7.99
渋谷 修太	新潟県新潟市	198,991 (10,000)	11.21 (0.56)	119,991 (10,000)	6.54 (0.54)
いばらき新産業創出ファンド投資事業有限責任組合	茨城県水戸市南町二丁目5番5号	90,000	5.07	90,000	4.90
地方創生新潟1号投資事業有限責任組合	新潟県新潟市中央区天神一丁目1番地 PLAKA3 1階	59,320	3.34	59,320	3.23
山本 公哉	東京都目黒区	48,600 (10,000)	2.74 (0.56)	48,600 (10,000)	2.65 (0.54)
山崎 将司	千葉県流山市	41,400 (4,000)	2.33 (0.23)	41,400 (4,000)	2.26 (0.22)
ニ	ニ	40,000 (10,000)	2.25 (0.56)	40,000 (10,000)	2.18 (0.54)
朝日メディアラボベンチャーズ株式会社	東京都中央区築地五丁目3番2号	37,400	2.11	37,400	2.04
計	ニ	1,360,741 (34,000)	76.66 (1.92)	1,298,741 (34,000)	70.78 (1.85)

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年6月19日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年6月19日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(株式会社ヤプリ17,000株、フラワースタッフ従業員持株会4,500株を上限として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

5. 売出数の決定範囲について

「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」(注)4. に記載の範囲に加えて、2025年7月14日に決定される予定の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数については、以下の条件の範囲内で決定されることになります。

発行価格等の決定時における、本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計数に発行価格を乗じて得た額が、仮条件の決定時における、発行数及び売出数の合計に発行価格の下限を乗じて得た額の80%以上かつ発行数及び売出数の合計に発行価格の上限を乗じて得た額の120%以下である211,521,600円以上334,432,800円以下の範囲内であること。